

葉山町耐震改修促進計画（概要）

「安全で安心して暮らせる町」へ

町では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づいて、皆さんの安全を確保できるよう、建築物の耐震化を促進するための施策を総合的に推進することになりました。

そこで、四月一日に、地域の現状に即した具体的な施策を盛り込んだ「葉山町耐震改修促進計画」を策定しました。

今後はこの計画に基づいて、耐震改修等に関する事業を展開します。

計画の目的

計画的に「安全で安心して暮らせる町」づくりを目指します。

旧耐震基準（昭和五六年六月一日に改正された建築基準法以前の耐震基準）で建築された建築物の耐震化を図り、安全性を向上させます。

計画期間

平成二一年度～平成二七年度（七年間）

建築物の耐震化の目標

国の基本方針を踏まえ、住宅や多数の人が利用する建築物の耐震化率を九〇割とすることを目標とします。

民間住宅の耐震化

平成二〇年一月現在、町内にある一三、〇七〇戸の内、六、九〇八戸（五三割）が耐震性有り（昭和五七年以降建造）、六、一六二戸（四七割）は耐震性無し（昭和五六年以前建造）の状況です。

平成二七年度の住宅一四、〇三一戸（七年間で改築等により耐震性有を八二五五戸とみなす）の耐震化率を九〇割にするためには、施策効果により四、三三三戸以上の耐震化を促進することが必要です。

多数の人が利用する民間建築物（特定建築物）の耐震化

町内にある多数の人が利用する民間建築物は二四棟あります。その内七棟が昭和五六年以前の建築ですが、町が把握している範囲では耐震改修がされていません。

多数の者が利用する民間建築物の耐震化の目標も九〇割です。

また、これらの建築物については、神奈川県耐震改修促進計画と整合性を保ち、神奈川県と連携して耐震化を進めます。

震診断、耐震改修についての指導、助言、指示等を行います。

公共建築物の耐震化
町所有のすべての公共建築物の耐震化を進めます。学校施設については「学校施設耐震化計画」に沿って順次耐震化していきます。

地震時に通行を確保すべき道路

次の三種の道路を地震時に通行を確保すべき道路に位置付け、道路沿いの建築物の耐震化を促進します。

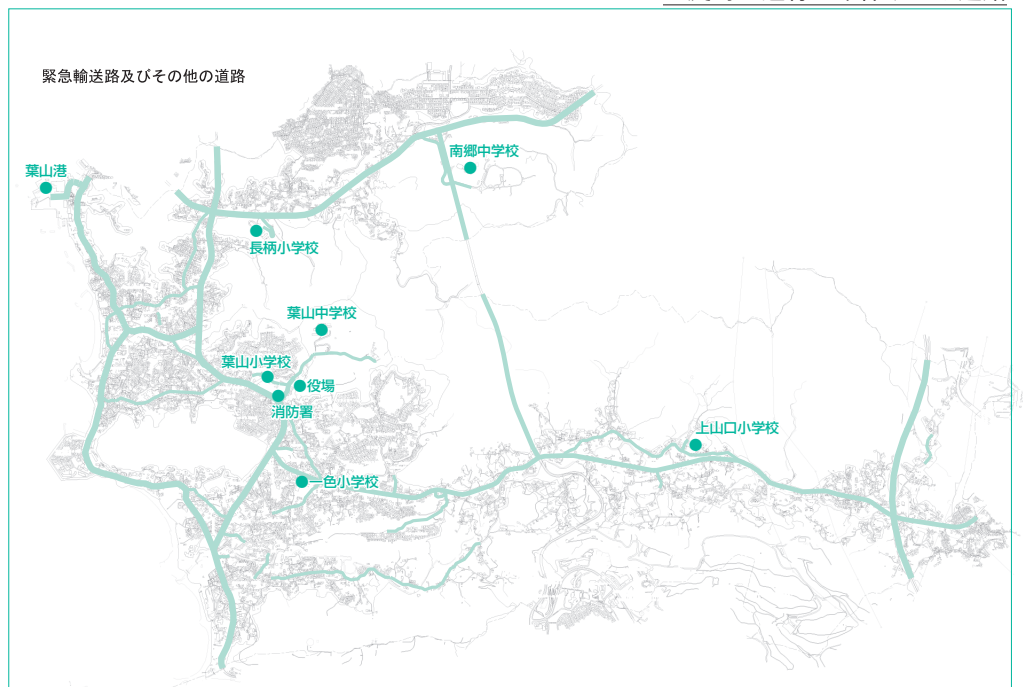
- 神奈川県耐震改修促進計画における「緊急交通路指定想定路線」
- 葉山町地域防災計画における「緊急輸送路」
- この計画で独自に災害時に通行を

建築物の耐震化を促進するための施策

確保することが望ましいとした町道

- 民間木造住宅無料耐震相談会・民間木造住宅耐震診断（簡易診断・一般診断）
- 耐震診断等にかかる負担を軽減するための支援策等の実施

地震時に通行を確保すべき道路





▲旧基準と新基準の建物が混在している状態。

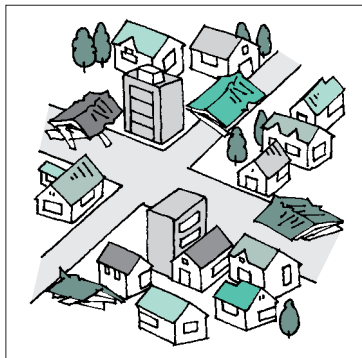


▲耐震化率50%の場合。多くの建物が倒壊し道路がふさがり、避難などに支障が出る可能性がある。

もしも地震がおこったら…



▲倒壊した建物。



▲耐震化率90%の場合。建物の倒壊が少なく、避難等がしやすくなる。

●建築物の耐震化に対する意識の向上を図るため、意識啓発や知識の普及

- 防災マップ等の整備（葉山町防災マップ・葉山町津波ハザードマップ）
- 神奈川県アボイドマップ等の活用
- 落下物対策・ブロック塀等の安全対策・家具の転倒防止対策

実状を踏まえた建築物の耐震化施策

計画で平成二七年度までに四、三七三戸の建築物の耐震化を目標としていることから、四、三三三戸すべ

ての建築物の耐震診断の補助をすることが理想です。

しかし、現実的に、町で耐震診断に補助ができる戸数は約三百戸です。

そこで、副次的効果の高い避難場所周辺、住宅密集地、道路沿いの建築物、約三百戸を選定しました。その所有者には、平成二七年度までに個別に郵便や電話等で、町が開催する「無料耐震相談会」への積極的な参加を呼びかけます。耐震診断（簡易診断・一般診断）の実施も促します。

民間木造住宅の無料耐震相談会

「葉山町耐震改修促進計画」に基づき、専門家による木造住宅の無料耐震相談会を開催します。この機会に、お住まいの建築物の状況を確認することをお勧めします。

日時 五月二〇日(水)、二三日(土)～二五日(月)
十三時～十六時三〇分

場所 役場二階会議室

対象建築物 ①～③全てに該当

①町民が所有し、自ら居住している建築物

②昭和五六年以前に建築されたもの

③地上三階建て以下の木造在来工法、枠組壁工法の戸建て住宅、二世帯住宅または店舗兼用住宅

予定件数 八〇件（一日当たり二〇件）

※予定件数に達し次第締切ます。持ってくるもの 建築確認申請書、平面図か間取り図などの図面

申込み・問合せ 五月七日(木)～十八日(月)の間、電話か窓口へ直接

都市計画課 ☎内線三五四

無料相談を受けた人で、下記の簡易診断、一般診断の実施を希望

される人は、別途町の補助制度が利用できます。

相談会開催後の耐震相談、平成二一年一月三一日までに簡易診断や一般診断が完了した場合の耐震改修等については、窓口で直接ご相談ください。

民間木造住宅の耐震診断等への補助制度

補助金の対象	費用		
	総額	補助金額	自己負担額
①簡易診断	3万円	2万円	1万円
②一般診断耐震改修計画書の作成	5万円	2万5千円	2万5千円

※総合評点……木造住宅の耐震構造性能を総合的に判断できるよう、建物の安全性を数値で示すもの。